

令和5年12月22日

## 地域密着型サービス事業所 「グループホーム アンダンテ」の指定更新について

介護保険法上、市町村長は、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとあります。(介護保険法第78条の2第7項、介護保険法第115条の12第5項)

これを受け当市は、守谷市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第8条において、地域密着型サービス(以下「サービス」という。)の指定、サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関し市長に対し意見を述べるため並びにサービスの質の確保及び運営評価その他市長がサービスの適正な運営のために必要であると判断した事項について協議するため、協議会にサービスの運営に関する委員会を置いております。

### 協議事項

現在守谷市で指定地域密着型サービス事業所に指定しております「グループホーム アンダンテ」が、令和6年2月1日に指定有効期間満了となるため、株式会社コスモより令和5年10月23日付けで指定更新申請が提出されました。これに伴い「地域密着型サービスの運営に関する委員会」としての御意見をお願いいたします。

- |           |                                  |
|-----------|----------------------------------|
| 1 事業所名    | グループホーム アンダンテ                    |
| 2 事業所の所在地 | 茨城県守谷市本町402番地の1                  |
| 3 サービスの種類 | 認知症対応型共同生活介護<br>介護予防認知症対応型共同生活介護 |
| 4 指定の更新日  | 令和6年2月2日                         |
| 5 指定の有効期限 | 令和12年2月1日                        |

- ・ 現行と同じく認知症対応型共同生活介護事業所・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所として申請がありました。申請のあった「グループホーム アンダンテ」は、2ユニットで利用定員が18名です。書類審査及び現地確認(令和5年12月14日実施)を行い、指定基準に適合していることを確認しております。
- ・ 資料として、事業所概要と位置図を配布しております。

## 事業所概要 「グループホーム アンダンテ」

- |              |                                  |
|--------------|----------------------------------|
| 1 申請者名       | 株式会社 コスモ                         |
| 2 主たる事務所の所在地 | 茨城県守谷市本町 402 番地の 1               |
| 3 法人代表者氏名    | 代表取締役 倉持晴美                       |
| 4 事業所名       | グループホーム アンダンテ                    |
| 5 事業所の所在地    | 茨城県守谷市本町 402 番地の 1               |
| 6 サービスの種類    | 認知症対応型共同生活介護<br>介護予防認知症対応型共同生活介護 |
| 7 指定年月日      | 令和 6 年 2 月 2 日                   |
| 8 指定の有効期限    | 令和 12 年 2 月 1 日                  |
| 9 共同生活住居数    | 2 戸                              |
| 10 利用者数      | 18 人 (1 戸 9 人 × 2)               |
| 11 従業者数      | 22 人                             |
| 12 事業の目的     |                                  |

要介護者（要支援 2、要介護 1～5）であって認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

### 13 運営の方針

- (1) 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえて妥当適切に介護を行う。
- (2) 利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して介護を行う。
- (3) 計画に基づいて漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して介護を行う。
- (4) 介護の提供にあたり、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対してサービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
- (5) 介護の提供にあたっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急止むを得ない場合を除き身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- (6) 自己評価及び外部評価を実施し、指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の改善を図る。
- (7) 運営推進会議を開催し、活動状況を報告し、運営推進会議から必要な要望や助言等を聴く機会を設ける。

# グループホームアンダンテ



地図データ ©2023 100 m

